

環境先進県に向けた次世代プログラム

鳥取県では、鳥取県版環境管理システム（TEAS：テス）の創設や鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例の制定といった県独自の施策を展開し、環境を意識したまちづくりである「環境立県」を目指して、県民や企業の方々と共に環境への取組を進めてきました。

その結果、風力発電などの自然エネルギーの導入や、TEASが企業のみならず家庭や学校へ徐々に浸透し、リサイクル事業を中心とした環境産業の創出など一定の成果も見られたところです。

しかしながら、二酸化炭素排出量の削減やごみの減量・リサイクルといった取組については、次のような現状であり、これらの取組を一層進めることが必要な状況となっています。

○ 県内の二酸化炭素排出量（2006年度実績）は、1990年度比で約10%増加（京都議定書の目標：2010年度の排出量を1990年度比で6%削減する。）

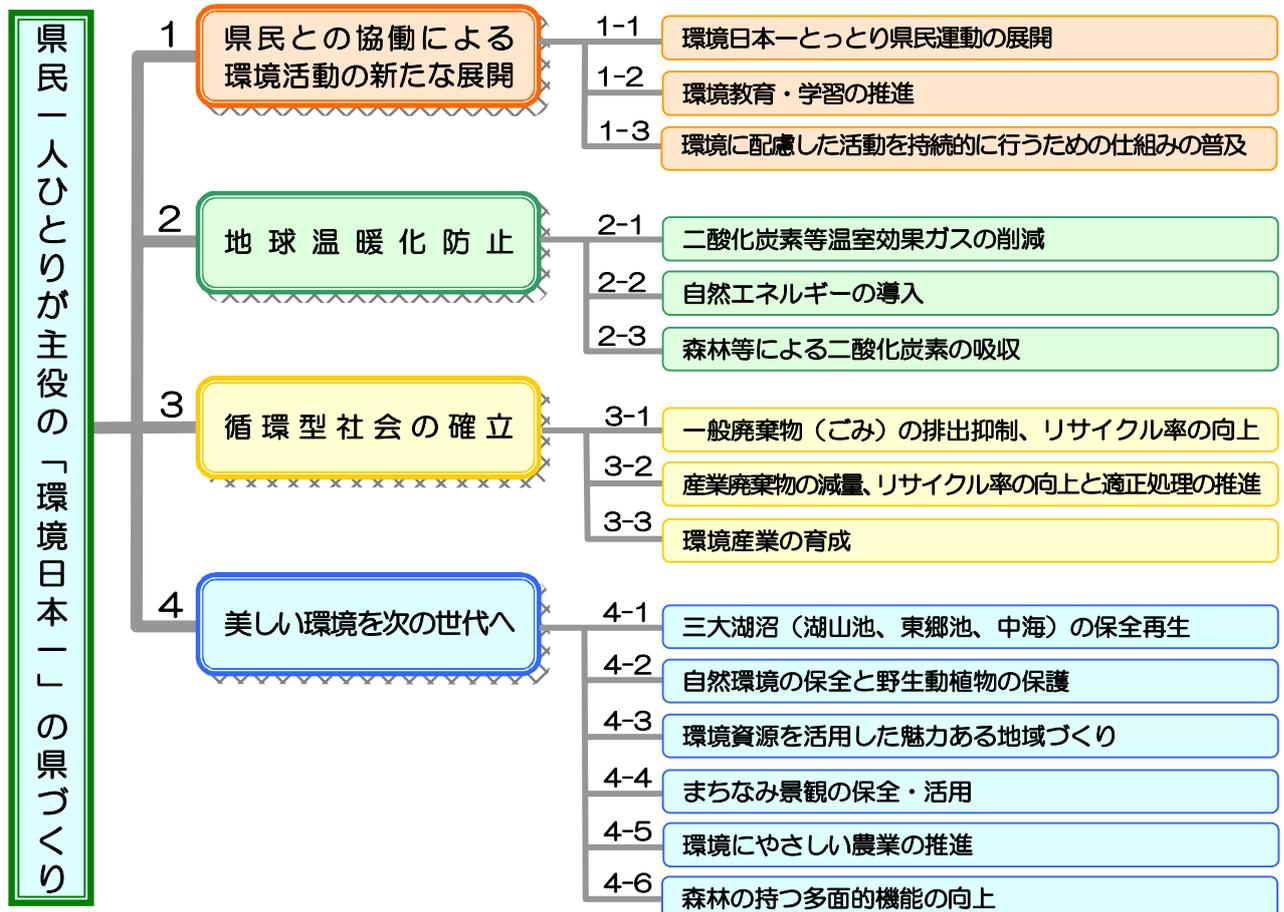
○ 県民1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率（H17年度）は、それぞれ全国16位、28位

そこで、地球温暖化防止や循環型社会づくりなど、わが国をリードする環境先進県を目指して、県民との協働により環境活動を一層推進する「環境先進県に向けた次世代プログラム」を策定しました。

「環境先進県に向けた次世代プログラム」は、従来の特定の人や企業の取組みの推進ではなく、多くの県民が一緒になって環境を意識した生活や事業活動を推進しようと具体的で、かつわかりやすい取組みを提案させていただきました。

さらに、普段何気なく行っている行動をちょっと見直すライフスタイルの転換により、どの程度環境負荷（二酸化炭素排出量等）を低減できる、或いは温暖化防止などに寄与できるといった成果や効果をできる限り数値で明示して、ライフスタイル転換のきっかけづくりや継続した活動となるように各種情報も併せて提示させていただきました。

計画の期間は、平成22(2010)年度末までの3年間とし、平成17年2月の環境基本計画の改訂の際に策定した「環境立県アクションプログラム」に代わる実行計画として、今後、県民の皆さまとともに取り組んでいきたいと思っております。



○プログラム体系、目標及び政策一覧表

大項目	
	小項目
	目標
	・政策
1 県民との協働による環境活動の新たな展開	
1.1	環境日本一とっとり県民運動の展開
	県民や事業者などすべての主体の参加と協働による、環境に配慮した取り組みを推進します。
	・環境日本一とっとり県民運動の推進
1.2	環境教育・学習の推進
	環境教育の参加者数を20万人以上とするとともに、県内の全市町村で1つ以上のこどもエコクラブを登録します。
	・環境教育施設の活動促進
	・環境学習会の開催・参加促進
	・こどもエコクラブの登録促進
1.3	環境に配慮した活動を持続的に行うための仕組みの普及
	鳥取県版環境管理システム(TEAS)の取得を促進し、取得数を700以上とします。県内の全小中学校、全高等学校等がTEASを取得します。
	・県内の小中高等学校等の取得促進
	・企業の取得促進、小規模事業所の取得促進
	・家庭、地域の取得促進
2 地球温暖化防止	
2.1	二酸化炭素等温室効果ガスの削減
	わが国をリードする環境先進県を目指し、二酸化炭素の年間排出量を1990年度から8%以上削減します。
	・家庭における地球温暖化防止活動の推進
	・事業所、オフィス等における地球温暖化防止活動の推進
	・地球温暖化防止に向けた新たな取り組みの検討
2.2	自然エネルギー等の導入
	自然エネルギー等の活用により、その発電量を6万キロワット以上とします。
	・自然エネルギー等の率先導入
	・自然エネルギー等の情報提供、普及啓発、支援
	・自然エネルギー等の調査、研究、普及
2.3	森林等による二酸化炭素の吸収
	二酸化炭素の吸収源対策として、育成林における間伐面積を16千ha以上とします。
	・森林所有者等による間伐の推進
	・公的森林整備による間伐の推進
	・県民との協働による取り組みの推進
3 循環型社会の確立	
3.1	一般廃棄物(ごみ)の排出抑制、リサイクル率の向上
	1人1日当たりのごみ排出量を920g以下とするとともに、リサイクル率を25%以上とします。
	・排出抑制に向けた取組促進
	・リサイクルに向けた取組促進
3.2	産業廃棄物の減量、リサイクル率の向上と適正処理の推進
	産業廃棄物の減量・リサイクル率を96%以上とします。
	・産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進
	・産業廃棄物の適正処理の推進
	・優良な排出事業者、処理業者の育成・支援
3.3	環境産業の育成
	新たにリサイクルビジネスに取り組む企業を30社以上育成するとともに、県認定グリーン商品として60以上の商品を新たに認定します。
	・リサイクル技術・製品の開発支援
	・リサイクル製品の利用促進

大項目		
	小項目	
	目標	・政策
4 美しい環境を次の世代へ		
4.1 三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)の保全再生		
	三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)の水質改善を進めます。	
	・各湖沼にかかる水質管理計画の推進	
	・湖山池の取り組み	
	・東郷池の取り組み	
	・中海の取り組み	
4.2 自然環境の保全と野生動植物の保護		
	自然環境の保全と野生動植物の保護のための人材を育成し、推進体制を整備します。	
	・自然公園等の利用促進と自然保護ボランティアの育成	
	・県民との協働による希少野生動植物の保護管理の推進	
	・野生鳥獣の適切な保護管理の推進	
	・ナショナルトラスト運動の推進	
4.3 環境資源を活用した魅力ある地域づくり		
	地域固有の環境資源を活用した地域づくりや花と緑のあふれる快適な地域づくりを推進します。	
	・地域の公共空間を中心にした花と緑のあふれる快適な地域づくりの推進	
	・自然環境保全に配慮したエコツーリズムの推進	
	県民との協働による美しい郷土の魅力アップ活動を推進します。	
	・鳥取砂丘の景観保全の推進	
	・山陰海岸の世界ジオパークネットワーク加盟の推進	
	・三徳山の世界遺産登録の推進	
	・大山の景観保全の推進	
	・日野川の環境保全と魅力アップ活動の推進	
	・とっとり共生の森事業の推進	
4.4 まちなみ景観の保全・活用		
	市町村や地域と連携した景観まちづくり活動を拡大し、景観まちづくり活動に取り組む団体(地区)の数を45団体(地区)以上とします。	
	・景観の保全	
	・景観の創造	
4.5 環境にやさしい農業の推進		
	「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」に基づき、環境に対する化学物質の投入量を少なくした有機農産物・特別栽培農産物の栽培面積を750ha以上とします。	
	・生産者が取り組みやすい環境づくり	
	・技術の開発と普及	
	・消費者の理解の促進	
	・販路の確保	
4.6 森林の多面的機能の向上		
	県民全体で支える森林づくりを推進します。	
	・県民との協働による取り組みの推進	
	・森林所有者等による森林整備の推進	
	・公益的機能の高い森林の公的整備の推進	

○ 成果指標の目標値

成果指標		現状	目標		
		H18年度 (2006)	H20年度 (2008)	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)
1.2 環境教育・学習の推進					
・環境教育参加者数 [人]		152,243	200,000	200,000	200,000
・こどもエコクラブ事務局設置市町村数 [市町村]		7	13	16	19
・こどもエコクラブの登録人数 [人]		2,479	3,500	4,000	4,500
・環境教育・学習アドバイザーの登録人数 [人]		29	40	45	50
1.3 環境に配慮した活動を持続的に行うための仕組みの普及					
・TEASの登録数 [件]		293	500	600	700
2.1 二酸化炭素等温室効果ガスの削減					
・鳥取県エネルギー販売量による二酸化炭素排出量 [千トン-CO ₂]		4,358	4,327	4,297	4,266
・鳥取県エネルギー販売量による二酸化炭素排出量(一世帯あたり) [Kg-CO ₂]		5,623	5,524	5,424	5,325
・鳥取県エネルギー販売量による二酸化炭素削減率(事業所) [%]		0	1%	1%	1%
・アイドリングストップ宣言者数 [人]		14,615	25,000	30,000	35,000
・アイドリングストップ推進事業所及び公共交通機関利用推進事業所の登録数 [件]		630	800	850	900
・市町村による温室効果ガスの排出抑制に向けた推進計画策定数 [市町村]		0	10	15	19
・市町村による温室効果ガスの排出抑制に向けた推進組織の設立数 [市町村]		0	10	15	19
2.2 自然エネルギー等の導入					
・自然エネルギー等の発電量 [Kw] (H19~H22 6万KW)		43,433	79,000	109,000	110,000
2.3 森林等による二酸化炭素の吸収源対策					
・育成林の間伐実施面積 [ヘクタール]		4,180	8,360	12,540	16,720
3.1 一般廃棄物(ごみ)の排出抑制、リサイクル率の向上					
・1人1日当たりのごみ排出量 [g/1人1日] H17値		998	960	940	920
・ごみのリサイクル率 [%] H17値		17.5	21.0	23.0	25.0
3.2 産業廃棄物の減量、リサイクル率の向上と適正処理の推進					
・産業廃棄物のリサイクル率 [%]		95.9	96.0	96.0	96.0
3.3 環境産業の育成					
・リサイクルビジネスに取り組む企業数 [社]		23	10	10	10
・県認定グリーン商品の新規認定数 [件]		1	20	20	20
4.1 三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)の保全再生					
湖山池	・汚濁負荷量の削減(COD) [kg/日] H17値	636.2			501.7
	・汚濁負荷量の削減(全窒素) [kg/日] H17値	247.8			198.2
	・汚濁負荷量の削減(全燐) [kg/日] H17値	20.19			15.17
	・下水道整備率 [%]	56.9%			78%
東郷池	・汚濁負荷量の削減(COD) [kg/日] H15値	526.5			520.4
	・汚濁負荷量の削減(全窒素) [kg/日] H15値	160.9			151.7
	・汚濁負荷量の削減(全燐) [kg/日] H15値	7.56			7.09
	・下水道接続率 [%]	98.4%			H27 (99%)
	・農業集落排水施設接続率 [%]	93.8%			H27 (99%)
中海	・汚濁負荷量の削減(COD) [kg/日] H15値	2,082.3	1,955.7		
	・汚濁負荷量の削減(全窒素) [kg/日] H15値	928.2	902.1		
	・汚濁負荷量の削減(全燐) [kg/日] H15値	77.65	74.47		
	・下水道整備率 [%]	59.9%	60%		
4.2 自然環境の保全と野生動植物の保護					
・ボランティア登録者数 [人]		0	126	150	160
・希少野生動植物保護管理事業実施団体の認定 [人]		11	14	18	20
4.3 環境資源を活用した魅力ある地域づくり					
・花と緑のまちづくりモデル地区の認定数 [地区]		0	8	16	24
・エコツーリズム推進協議会設立 [協議会]		0	2	4	6
・とっとり共生の森参画企業数 [社]		3	3	3	3
4.4 まちなみ景観の保全・活用					
・景観形成活動に取り組む団体(地区)数 [団体]		3	3	3	4
・「地域生活百景」に選定数 [認定]		0	30	60	100
・景観まちづくり活動団体の登録数 [団体]		19	25	35	45
4.5 環境にやさしい農業の推進					
・有機農産物・特別栽培農産物の認定面積 [ヘクタール]		695	725	740	750
4.6 森林の多面的機能の向上					
・低コスト林業普及となる施業団地数 [団地]		0	10	10	10
・作業道等の整備延長 [Km]		26	25	25	25

大項目	1 県民との協働による環境活動の新たな展開				取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目	1 環境日本一とっとり県民運動の展開	個人 家庭	事業 者等	その他	行政			
目標	県民や事業者などすべての主体の参加と協働による、環境に配慮した取り組みを推進します。								
施策1	環境日本一とっとり県民運動の推進								
1-1	1	<p>環境にやさしいあり方を県民一人ひとりが認識し、県民運動として取り組む体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子ども達が環境を楽しく学び、取り組みを実践できる「こどもエコクラブ」を、地域、学校、企業などと県、市町村が連携しサポートしていくことにより、こどもエコクラブが県内全域に広まり、その活動が活発化するよう努めます。 ・民間と行政が連携し環境先進県を推進していく母体となる「とっとり環境ネットワーク」では、環境に関する様々な情報を提供し県民の環境意識を高めて、自主的な環境学習・活動の環を拡げます。 	○	○	○	○			
1-2	2	<p>省資源・省エネルギー型ライフスタイルの実践を県民総参加により展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のライフスタイルを見直すきっかけとして、誰もが取り組めるレジ袋のお断りを消費者・販売者・行政それぞれの取組みをつなぎ合わせ、県民運動として展開します。 ・県民一人ひとりが、不必要なレジ袋や割り箸はもらわない「Refuse(不要なものは断る)」、極力包装のないものを購入し、生ごみは水切りをする「Reduce(ごみを減らす)」、リサイクルショップやリユース食器の活用に努めるなど「Reuse(再使用)」を念頭において行動します。 ・県民、事業者、グリーン購入とっとりネット等のNPO及び行政は、リサイクル製品の率先購入など各々の立場でできる限りグリーン購入を推進します。 ・環境教育施設や環境関連事業者、自治会などは、ペットボルのキャップやアルミ缶の回収などに相互に連携して取組み、県民総参加の取組みに発展するよう協力します。 ・県民一人ひとりが、自動車の使い方を見直し、自動車からの二酸化炭素の排出を抑えるため、エコドライブやアイドリングストップの徹底、ノーマイカーデーの普及や公共交通機関の利用促進などを県民運動として展開します。 ・家庭における二酸化炭素排出量を一世帯あたり年間約300kg削減するため、冷暖房温度の設定や省エネ家電製品の購入など二酸化炭素排出量の削減に向けた実践行動の一つでも多く取り組みます。(参考資料①) ・県民や事業者は、ライフスタイルを見直し、それを継続していくため、鳥取県版環境管理システム(TEAS)の認証取得に向けて努力します。 	○	○	○	○			
1-3	3	<p>環境美化意識を啓発するとともに、住民団体のボランティアなどによる県民総参加の環境美化活動を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、ごみのポイ捨て禁止など環境美化の促進について、市町村や住民・ボランティアの皆さんと連携しながら、啓発活動・清掃活動に取り組めます。 ・自治会やPTA、事業者は、定期的な清掃活動などを企画して、県民が年1回以上環境美化活動へ参加できるように努めます。 ・市民団体や行政は、ラムサール条約湿地である中海や鳥取砂丘をはじめとしたアダプトプログラム等の地域環境維持システムを推進します。 ・NPO等は、湖沼における葦などの植え付けや水草の刈取り、肥料化などの実践活動を企画し、周辺住民や企業、行政などと連携した取り組みとなるよう努めます。 ・河川や湖沼などの流域の住民、農業者や事業者などは、流入負荷の削減に向けた行動計画を作成するなどして、連携して流入負荷量の削減に取り組めます。 	○	○	○	○			
1-4	4	<p>県内の豊かな自然環境の保護活動と賢明利用を県民運動として展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民全体で支える森林づくり活動「とっとり共生の森」を積極的に推進します。 ・ボランティア団体等は、森林保全活動など森林づくりを体験する取り組みを企画し、NPO、学校、地域等による森林づくりを推進します。 ・有機・特産農家、消費者団体、農業協同組合及び行政は、消費者交流会などを通じて、食育、地産地消を進めます。 ・自然をあるべき姿で後世に残すナショナルトラスト運動や、自然と環境に親しむためのエコツアーが県民参加の取組みに発展するよう、行政と地域住民、事業者が一体となり推進します。 	○	○	○	○			

大項目	1 県民との協働による環境活動の新たな展開		取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目		個人 家庭	事業者等	その他	行政	
目標	2 環境教育・学習の推進						
目標	環境教育の参加者数を20万人以上とするとともに、県内の全市町村で1つ以上のこどもエコクラブを登録します。						
施策1	環境教育施設の活動促進						
1-1	1	<p>皆が年に1回は環境教育施設を訪問するようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭では、夏休みの自由研究などの題材として、環境教育施設を利用するよう努めます。 ・自治会や子ども会などは、各種研修会や子ども会レクリエーションなどの行事に、環境教育施設の訪問等を組み込むよう努めます。 ・事業者は、従業員に対する環境学習の一つとして、環境教育施設を利用するよう努めます。 	○	○	○		・環境教育施設の利用者数
1-2	2	<p>環境活動の現場やリサイクル工場の公開などにより、環境学習の場として利用できるようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、業務に支障のない範囲内で年に数回工場や事業場の公開を行い、リサイクルなど環境に関する各種取り組みの内容を広く県民に周知します。 ・事業者は、ごみの減量・リサイクルなど自らが実施している環境に関する取り組みを事例にして、実践活動への協力など環境配慮活動の重要性を訴えかけていきます。 		○			・公開可能な事業所と見学者数
1-3	3	<p>環境教育施設の各種催しやイベントの内容を積極的に情報提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各環境教育施設は、ホームページなどによりその施設の特徴、概要などの情報を積極的に広報するとともに、イベント等に関する最新情報を広く情報提供して、各施設の利用、訪問を呼びかけます。 ・県や市町村は、ホームページなどにより、県内の環境教育施設の概要やイベント情報を随時提供します。 			○	○	・各環境教育施設の取組状況
1-4	4	<p>環境教育施設では、企画、運営について利用者の立場になって工夫を重ねるなどして、魅力ある施設づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育施設では、県内外の先進的な施設の視察などで研鑽を重ね、施設の整備・充実に努めます。 ・各環境教育施設では、訪問者に対して丁寧な解説などを行い、環境教育を実施します。 ・県や市町村は、各環境教育施設でイベント等を開催するとともに、展示担当者の研修会や意見交換会を実施して、魅力ある施設づくりに協力します。 			○	○	・環境教育施設の企画、運営の工夫状況
施策2	環境学習会の開催・参加促進						
2-1	1	<p>様々な主体が、随時様々な形で環境学習会を開催し、全ての県民に環境学習の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村は、一般住民を対象とした環境学習会を年1回以上開催します。 ・自治会、PTA、事業者等は、地域住民、児童、生徒、従業員等を対象とした環境学習会を年1回以上開催するよう努めます。 	○	○	○	○	・地域、PTAなどでの環境学習実施回数
2-2	2	<p>環境に関する事業や活動を行っている企業や団体は、県民の環境学習に対する協力、支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうした企業や団体では、環境学習会への講師派遣や開催ノウハウの助言等を行います。 ・県は、工場、事業所の公開など環境学習に協力、支援を行う企業や団体に関する情報をホームページなどで広く周知します。 		○	○	○	・環境学習の協力企業や講師(環境教育・学習アドバイザー)の登録数と支援実績
2-3	3	<p>「とっとり環境ネットワーク」は、環境学習会の開催を積極的に支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の題材など各種プログラムの情報を県内外から収集して、わかりやすい形で提供します。 ・とっとり環境ネットワークの会員は、環境学習会の講師として学校や自治会などに出向きます。 ・県は、とっとり環境ネットワークが実施する環境学習会の開催支援活動等を助成します。 			○	○	・出前学習会への講師派遣実績

2-4	<p>県は、環境学習会や環境活動の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習アドバイザーの講師謝金や旅費等を環境立県協働促進事業補助金で助成します。 ・環境学習会の講師として、県職員を地域や企業へ派遣します。 ・環境団体とも協力して、ごみの減量・リサイクル、地球温暖化防止などの学習テーマに沿ったプログラムに関する情報を提供します。 ・環境学習会に関する相談窓口を設置し、学習会の開催方法や講師の紹介などを行います。 ・環境に関する書籍やビデオ、簡易環境観測キットなどの環境学習教材を取り揃え、その貸出し等を行います。 ・毎年人材の発掘に努め、より多くの環境教育・学習アドバイザーを登録します。 					○	<ul style="list-style-type: none"> ・環境立県協働促進事業の支援実績、アドバイザー紹介済み学習会の開催実績 ・環境教育・学習アドバイザーの登録人数
2-5	<p>県内の全学校においては、環境教育に関する全体計画や年間計画を作成して、環境教育を計画的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会では、学校訪問の機会などを通じて、環境教育全体計画などの作成を計画的に進めるよう指導します。 ・県は、教育委員会とも協力しながら、TEASの認証取得や子どもエコクラブの登録など、環境活動の推進方策について周知します。 					○	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育全体計画策定学校数 ・学校におけるTEAS認証取得数
施策3	子どもエコクラブの登録促進						
3-1	<p>全市町村に最低一つの子どもエコクラブを登録します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、子どもエコクラブの登録のない市町村を中心に、子どもエコクラブの活動内容や活動成果などの情報を提供します。 ・県は、環境活動を実施している子ども会や団体の情報を基に、子どもエコクラブの新規登録の呼びかけを市町村と連携して実施します。 ・各市町村は、子どもエコクラブ制度の情報を年に1回は広く広報するとともに、子どもエコクラブの各種活動の周知を図ります。 					○	・子どもエコクラブの事務局を設置した市町村数
3-2	<p>各子どもエコクラブは、楽しい、魅力ある子どもエコクラブ活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもエコクラブは、PTAや自治会活動の機会などを利用して、子どもエコクラブ活動への参加を呼びかけます。 ・子どもエコクラブのサポーターは、他のクラブの活動状況等も参考にしながら、魅力ある活動内容を企画します。 					○	・子どもエコクラブの登録人数
3-3	<p>県は、子どもエコクラブの活動に対する各種支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコクラブの活動経費を助成することにより、楽しみながら、安全に環境活動が実施できるよう支援します。 ・年に1回市町村とも連携して、子どもエコクラブの交流会を開催して、活動内容の発表や意見交換を行い、活動の一層の充実を図るとともに、各クラブの横のつながりを深めて活動の輪を広げます。 ・子ども達が喜んで参加した楽しい活動内容をホームページで紹介するなど、各種情報提供を行います。 					○	<ul style="list-style-type: none"> ・県の補助金交付実績 ・サポーター交流会の開催実績

大項目	1 県民との協働による環境活動の新たな展開		取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目	3 環境に配慮した活動を持続的に行うための仕組みの普及	個人 家庭	事業者等	その他	行政	
目標	鳥取県版環境管理システム(TEAS)の取得を促進し、取得数を700以上とします。 県内の全小中学校、全高等学校等がTEASを取得します。						・TEASの登録数
施策1	県内の小中高等学校等の取得促進						・学校のTEAS登録数
1-1	1	<p><u>学校は、環境に配慮した施設管理、学校運営に努め、TEAS取得に向けての環境づくりを進めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎の改修や設備の更新の際には、自然エネルギーや省エネ性能の高い設備の導入等に努めます。 ・教職員、事務職員等は、率先して環境に配慮した行動を実践します。 ・学校活動に伴う消費エネルギー(電気使用量など)やごみの排出量などを把握し、省資源・省エネルギーに努めます。 ・保護者や地域の方に対して、環境に配慮した学校運営等についての積極的な情報提供を行います。 			○		・教育委員会を通じて、各学校の取組状況
1-2	2	<p><u>学校は、児童・生徒の環境教育、自然体験活動を積極的に行います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育全体計画を策定するなど、環境教育を学習計画に明確に位置付けます。 ・教職員は、環境に関する情報の収集等を行い、最新の知見に基づく広い視野に立った教育に努めます。 ・子どもたちの自らの気づきや問題意識を大切にした学習内容となるよう工夫します。 ・自然体験活動の機会を増やし、児童・生徒の自然や環境に対する感性を高めるよう努めます。 			○		・教育委員会を通じて、各学校の取組状況
1-3	3	<p><u>家庭や地域は、学校が行う環境配慮活動に協力し、子どもと一緒に環境問題への意識の高い地域づくりに努めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭では、学校での環境活動について、家族で話し合います。 ・PTA活動や公民館活動などで、環境に関するテーマについて子どもたちと一緒に体験したり、学習したりする機会を設けます。 ・大人は、自らが地域の自然や環境に目を向け、地域の特徴や良さについて子どもたちに語りかけます。 ・地域の清掃活動、資源回収活動に家族で参加します。 	○		○		・家庭・地域教育課を通じて、公民館活動の状況 ・PTA協議会等を通じて、活動状況
1-4	4	<p><u>県は、学校が取り組みやすい環境管理システムを制度化し、その導入・実践を支援します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校向けには、児童・生徒が主体的に参加し易く、活動の成果が分かりやすい取組方法を具体的に提示します。 ・TEASサポーター制度を導入し、学校の取組を応援します。 ・環境教育・学習アドバイザーを要望に応じて派遣します。 ・各学校の取組の参考となるように、優良な事例を紹介する機会や交流の機会を設けます。 				○	・TEASサポーター制度利用学校数 ・環境教育・学習アドバイザー派遣実績
施策2	企業の取得促進、小規模事業所の取得促進						・企業、事業所のTEAS登録数
2-1	1	<p><u>企業等は、組織的に環境配慮活動を実践します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う消費エネルギー(電気使用量など)やごみの排出量などを把握し、省資源・省エネルギーに努めます。 ・グリーン購入に努めます。 ・環境への負荷の少ない製品やサービスの提供に努めます。 ・自らの環境配慮活動について、顧客や取引先に説明し、協力を求めます。 ・地域の環境活動や美化活動、森林保護活動への参画など、環境面での社会貢献をします。 ・以上のような取り組みを継続して確実にを行うため、ISO14001やTEASの取得に努めます。 			○		—
2-2	2	<p><u>県民や事業者は、環境に配慮している企業等の製品やサービスの利用、そうした企業等との取引を行うよう努めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等がISO14001やTEASを取得するなど環境に配慮しているかどうかを重視します。 ・企業等に対して、より環境に配慮した製品やサービスの提供を行うよう働きかけます。 ・環境問題に無関心な企業等の製品やサービスは利用せず、そうした企業等との取引は行わないようにします。 	○	○	○		—

2-3	<p>県は、ISO14001やTEASを取得した企業等を応援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県独自のTEASの制度を、県外を含めて広くPRし、全国に適用する制度としてTEASの認知度の向上に努めます。 ・ISO14001やTEAS I種の取得企業等については、県の調達での優遇や建設業者の格付加点の制度を継続するとともに、市町村にも同様な仕組みを導入してもらうよう要請します。 ・それらの企業等については、ホームページの他、パンフレット等も作成し各種機会を捉えて広く紹介します。 ・それらの企業等へは、環境法令の改正情報をはじめ、環境イベント情報その他の環境情報を提供します。 					○	・広報、PRの実績まとめ	
2-4	<p>県は、企業等のTEASの取得や取組の充実を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TEAS取得セミナーの開催や出前説明などにより、より多くの企業等を対象に、TEASの取組方法や有用性について説明します。 ・ISO14001取得企業等と連携し、TEASサポーター制度を導入し、企業等のTEAS取得や取組の充実を支援します。 ・TEAS取得企業等の実際の取組事例や導入効果を広く紹介・周知します。 					○	・TEAS導入セミナーの開催回数、参加者数など ・TEASサポーター制度の利用企業数 ・登録企業への情報提供回数	
2-5	<p>県は、小規模事業所や店舗での環境配慮活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に身近な小規模事業所や店舗(スーパー、理・美容業、クリーニング店等)へのTEASⅢ種(店舗、小規模事業所版)の普及を、同業組合等を通じて積極的に進めます。 ・TEASⅢ種を取得した事業所に、ポスター、ステッカーを配布し、掲示してもらうことにより、県民に広くTEASの取組をPRします。 					○	・TEASⅢ種(小規模事業所・店舗版)の登録数	
2-6	<p>鳥取県環境推進企業協議会は、ISO14001を取得した先進企業として、県内企業等の環境配慮活動をリードし、支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員企業は、相互の情報交換、研修等を通じて、環境配慮活動についての研鑽を積み、自社の取組をさらに充実します。 ・会員企業は、県内にある自社の取引企業や協力企業に対して、TEAS等の取得を奨励し、技術的な支援を行います。 ・協議会は、培った実践的ノウハウを、TEASサポーター事業等を通じて、環境活動を推進しようとする企業等の取組の向上に役立てます。 ・協議会は、県と連携して、県内企業等へのISO14001、TEASの一層の普及に努めます。 				○	○	・協議会の活動実績	
施策3	家庭、地域の取得促進						・家庭、地域のTEAS登録数	
3-1	<p>県民は、自らのライフスタイルを見直し、環境にやさしい生活を実践します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活を便利にしている機器や設備(冷暖房設備、衣類乾燥機、自動車など)に頼り過ぎないようにします。 ・“もったいない”精神を大切にして、 unnecessaryな消費を行わないようにします。 ・プロセスを大切にスローライフの良さを見直します。 ・家庭での消費エネルギー(電気使用量等)やごみの排出量を把握し、省資源、省エネルギーに努めます。 ・以上のような取り組みを継続して確実に実行するため、TEASⅢ種(家庭・地域版)の取得に努めます。 					○	—	
3-2	<p>地域ぐるみで、各家庭の環境にやさしい生活や地域での環境活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域単位で、環境に関する研修会等を実施します。 ・地域の自然や環境に関する課題を見つけ、その解決に向けて行動します。(里山等の保全・整備、美化活動など) ・各家庭での取組について情報交換し、相互に励まし合って活動を継続します。 ・地域ぐるみでの取組の成果を確かめ、活動内容を見直します。 					○	○	—
3-3	<p>県は、家庭や地域で取り組みやすい環境管理システムを制度化し、その普及に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TEASⅢ(家庭・地域版)の取り組みを支援するツール(簡易な環境家計簿など)を充実します。 ・TEAS取得家庭等に対する環境イベント等の情報提供に努めます。 ・子どもが主体となって家庭で取り組める「夏休み子どもエコチャレンジ」(TEAS夏休み版)を実施します。 						○	・支援ツールの種類、数など ・情報提供の頻度、回数など

大項目	2 地球温暖化防止		取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
小項目	1 二酸化炭素等温室効果ガスの削減		個人 家庭	事業者 等	その他	行政	2006年度の県内1世帯当りのCO2排出量約5,600kgを5,300kg(▲5%)に削減するため、一世帯あたり約300kg(一人当たりでは、1日約300g)の削減
目標	わが国をリードする環境先進県を目指し、二酸化炭素の年間排出量を1990年度から8%以上削減します。						
施策1	家庭における地球温暖化防止活動の取組推進						
1-1	1	<p>家庭における二酸化炭素排出量を一世帯あたり年間約300kg削減するため、ライフスタイルの見直しを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民は、環境学習会などに積極的に参加して地球温暖化の原因や状況及び地球温暖化防止に向けた具体的な取り組み内容を学習します。 ・県民は、冷暖房温度の設定や省エネ家電製品の購入など、二酸化炭素排出量の削減に向けた実践行動の一つでも多く取組むよう努めます。(参考資料①) ・県は、二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定するとともに、市町村の協力を得て、策定した計画を地域の実情に応じて具体的に検討・実施する協議組織を設けるなどして、効果的な対策を推進します。 ・県は、二酸化炭素排出量の削減につながる具体的な実践行動とその効果について、わかりやすい資料などを作成してお知らせします。 	○			○	具体的なライフスタイルの見直し内容をアンケート調査して、実践割合を算出して、二酸化炭素削減効果を推定
1-1	2	<p>自家用車の利用に伴う二酸化炭素の排出を削減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民は、「アイドリングストップ宣言者」に登録して、エコドライブに積極的に取り組み、買い物や通勤には自転車や公共交通機関を利用するように努めます。 ・とっとり環境ネットワークや環境団体、NPO法人などは、地球温暖化防止に向けた普及啓発活動等に取り組みます。 ・県は、環境団体などと連携して、アイドリングストップやエコドライブによる二酸化炭素排出量の削減効果などの周知に努め、アイドリングストップ宣言者の登録を呼びかけます。 ・県は、JRなど公共交通機関とも連携して、パーク＆ライドの実践を呼びかけるとともに、公共交通機関・自転車の利用を進めます。 	○	○	○	○	アイドリングストップ宣言者数
1-1	3	<p>ライフスタイルの見直しを継続的かつ確実なものとするため、各家庭のTEASⅢ種(家庭・地域版)取得を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民は、TEASⅢ種(家庭・地域版)の取得に努めます。 ・県は、TEASⅢ種(家庭・地域版)の内容や取得方法をわかりやすくお知らせします。 ・県は、TEAS取得家庭等における実際の取組事例や導入効果を紹介しします。 	○			○	家庭におけるTEASの認証取得数
1-1	4	<p>家庭における自然エネルギー(太陽光発電、まき・ペレットなどの木質バイオマス利用ストーブなど)の導入や、省エネ型製品の設置・導入を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民は、自動車や家電製品などの購入並びに住宅の新・改築を行う場合には、自然エネルギーの導入や省エネ型製品の設置、導入に努めます。 ・県は、事業者と連携して、自然エネルギーの導入や二酸化炭素排出量の少ない自動車、省エネ家電などに関する最新情報を提供します。 ・県は、自然エネルギーを導入する個人等を支援する市町村に対して、助成を行います。 	○			○	住宅用太陽光発電やペレットストーブの導入実績

施策2 事業所、オフィス等における地球温暖化防止活動の取組推進					
2-	<p>オフィス業務における二酸化炭素排出量を2006年度に比べて1%以上削減するため、事業活動の実施方法などの見直しを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、社内で環境学習会などを開催して、地球温暖化の原因や状況及び地球温暖化防止に向けた具体的な取り組み内容を従業員等に学習させます。 ・事業者は、冷暖房温度の設定変更、昼休みや会議中における不要な電気機器の電源管理など二酸化炭素排出量の削減に向けた実践行動の一つでも多く取り組むよう努めます。(参考資料②) ・県は、二酸化炭素排出量の削減につながる具体的な実践行動とその効果について、わかりやすい資料などを作成してお知らせします。 ・県は、市町村や企業などと連携して、二酸化炭素排出量の削減方法を検討する協議組織を設けるなどして、営業時間の縮小や事業所内の照明の低減、電照広告の抑制など具体的でかつ効果的な取り組みを推進します。 		○	○	企業訪問などによる取組事例紹介とその後の取組結果
2-	<p>営業用車両や自動車通勤による二酸化炭素の排出を削減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、「アイドリングストップ推進事業所」に登録して、エコドライブに積極的に取り組みます。 ・事業者は、従業員に対し通勤には極力バス、JRなどの公共交通機関を利用するよう奨励します。 ・県は、環境団体等と連携して、アイドリングストップやエコドライブによる二酸化炭素排出量の削減効果などの周知に努め、アイドリングストップ推進事業所の登録を呼びかけます。 ・県は、ノーマイカーデーや公共交通機関による出張などに取り組む環境にやさしい公共交通機関利用推進企業の認定を呼びかけるとともに、その認定を受けた企業を県ホームページなどで広報します。 		○	○	アイドリングストップ推進事業所及び公共交通機関利用推進事業所の登録数
2-	<p>事業活動の実施方法などの見直しを継続的かつ確実なものとするため、各事業者のTEAS取得を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者はTEASの取得に努めます。 ・県は、TEASの内容や取得方法をわかりやすくお知らせします。 ・県は、TEAS取得事業所における実際の取組事例や導入効果を紹介しします。 		○	○	TEASを認証取得した企業数
2-	<p>事業所における自然エネルギーの導入や省エネ型製品の設置・導入を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、自動車、オフィス機器などの購入や工場、事業所の新・改築を行う場合には、自然エネルギーの利用設備や省エネ型製品の設置、導入に努めます。 ・事業者は、各種機器類の購入に当たっては、二酸化炭素排出量の削減効果を念頭に入れて機種選定するとともに、敷地内の植樹、建物の壁面や屋上の緑化などにも積極的に取り組みます。 ・県は、事業者と連携して、二酸化炭素排出量の少ない自動車や省エネ機器などに関する最新情報を提供します。 ・県は、省エネ診断など、事業所における地球温暖化防止に向けた実践を推進するための情報を提供します。 		○	○	企業訪問などによる取組事例紹介とその後の取組結果
施策3 地球温暖化防止に向けた新たな取組みの検討					
3-	<p>県は、地球温暖化防止に実効性のある新たな方策についての調査・研究を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策に関し、行政、事業者、県民等各主体の責務と役割を明らかにし、具体的な削減目標などを定めた「地球温暖化防止条例」の制定を検討します。 ・地球温暖化が与える影響について調査・研究し、その適応策についても検討します。 ・自然エネルギーにより発電された電力の供給を受ける「グリーンエネルギー購入(グリーン電力証書)」や電気使用量などの削減に応じて協力店で特典が付与される「エコポイント制度」などについて研究します。 ・植林やグリーンエネルギー事業に投資することにより、排出した二酸化炭素を相殺する「カーボンオフセット」について研究します。 ・京都議定書により定められた、排出権取引などの「京都メカニズム」の活用について研究します。 ・建築物総合環境性能システム(GASBEE)など、戸建住宅における地球温暖化防止に向けた実践を推進する取り組みについて説明会の開催等を行います。 			○	

大項目	2 地球温暖化防止		取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目		個人 家庭	事業者 等	その他	行政	
小項目	2 自然エネルギー等の導入						・導入された発電能力
目標	自然エネルギー等の活用により、その発電量を6万キロワット以上とします。						
施策1	自然エネルギー等の率先導入						
1-1	1	<p>県は、自然エネルギー等(太陽光、風力、中小水力、木質バイオマス等)の率先導入に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設や県立学校に、木質バイオマスを利用したペレットストーブやペレットボイラー、太陽光発電などを導入します。 ・港湾・漁港の防波堤に設置される安全標識灯を、電池式から太陽光発電方式に順次更新します。 				○	・導入した発電能力等
1-2	2	<p>市町村等は、自然エネルギー等の率先導入に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村施設や小・中学校に、木質バイオマスを利用したストーブや太陽光発電などを導入するように努めます。 ・ゴミ燃焼による余熱を利用した発電などの導入を検討します。 				○	・導入された発電能力等
1-3	3	<p>県民・事業者等は、自然エネルギー等の導入に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所に、住宅用太陽光発電、木質バイオマスを利用したペレットストーブなどを導入するように努めます。 	○	○			・導入された発電能力等
施策2	自然エネルギー等の情報提供、普及啓発、支援						
2-1	1	<p>県は、自然エネルギー等の導入に関する情報提供、普及啓発、支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民・事業者・市町村等に対し、自然エネルギー等に関する情報提供、普及啓発を行います。 ・家庭・地域等における自然エネルギー等の導入促進のため、市町村と連携して支援を行います。 				○	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供、普及啓発件数 ・支援実績
2-2	2	<p>市町村は、自然エネルギー等について住民・地域への普及啓発、支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育、各種イベントを活用して普及啓発に努めます。 ・家庭・地域等における自然エネルギー等の導入促進のため、支援に努めます。 				○	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供、普及啓発件数 ・支援実績
施策3	自然エネルギー等の調査、研究、普及						
3-1	1	<p>県は、自然エネルギー等に関する情報を収集し、調査、研究等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入に当たっての課題整理、調査・研究等を行います。 ・衛生環境研究所等において、バイオ燃料等の試験研究を行います。 				○	<ul style="list-style-type: none"> ・開催件数 ・研究成果の公表
3-2	2	<p>県は、市町村や事業者等と連携して、廃食用油等を活用した「バイオディーゼル燃料(BDF)」の普及のための情報提供、意見交換の場を設定します。</p>		○		○	・開催件数
3-3	3	<p>温泉熱利用発電、波力発電等の新技術開発に、県として可能な協力・支援を行います。</p>				○	・協力・支援の実績

大項目	2 地球温暖化防止		取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目	3 森林等による二酸化炭素の吸収	個人 家庭	事業者等	その他	行政	
目標	二酸化炭素の吸収源対策として、育成林における間伐面積を16千ha以上とします。						
施策1	森林所有者等による間伐の推進						
1-1	1	<p><u>低コスト林業を推進して間伐実施のための条件整備をします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者、森林組合等は、森林施業の団地化、作業道の整備、機械化等に取り組みます。 県は、林業の低コスト化に必要な森林施業の団地化、作業道等路網の整備や高性能機械の整備を支援します。 県は、鳥取式作業道の整備を通じた森林施業の団地化を推進するため、鳥取式作業道開設士の養成、モデル団地形成に向けた普及活動等を行います。 		○	○	○	森林施業の団地化取り組み団地数、作業道等の整備延長
1-2	2	<p><u>間伐の実施及び間伐材の搬出を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者等は、適正に人工林の間伐を行います。 県は、森林所有者等の間伐の実施及び間伐材の搬出を支援します。 		○	○	○	間伐実施面積、搬出割合
1-3	3	<p><u>森林整備のための地域活動を推進し、森林及び林業基盤を良好な状態に保ちます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者等は、森林整備に向けた歩道の整備や実施区域の明確化に努めます。 県や市町村は、森林所有者等が実施する既存の作業道等の維持管理を支援します。 		○	○	○	実施件数
施策2	公的森林整備による間伐の推進						
2-1	1	県や市町村は、森林所有者による整備が困難で機能が低下した森林について、間伐を中心とした整備を行います。				○	整備面積
2-2	2	県は、森林環境保全税を活用して、森林所有者による整備が困難な荒廃森林について、強度間伐を実施します。				○	整備面積
2-3	3	<p><u>国、県、市町村や森林整備法人は、モデル森林の積極的な間伐を実施します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県、市町村及び造林公社等の森林整備法人は、所有林や分収林において、地域のモデル森林となるよう低コスト施業による収入間伐を積極的に実施します。 			○	○	・公有林及び公社・機構による間伐面積
施策3	県民との協働による取り組みの推進						
3-1	1	<p><u>全ての県民で森林を守り育てる意識の共有、実践を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体等は、県民の参画を得て、森林体験、森林保全活動を企画、実施します。 県民は、森林体験企画(学習、活動体験)、森林保全ボランティア活動に積極的に参加します。 県は、森林の機能、森林整備の必要性を、ホームページ、パンフレット類、イベント等を通じて、積極的に広報します。 県は、森林環境保全税を活用して、ボランティア団体、NPO、小中学校等による森林づくりへの県民参加を促す森林体験企画を支援します。 県は、ボランティア団体等に、森林保全活動のための技術指導、助言等を行うほか、インストラクター等の情報を提供します。 	○	○	○	○	森林体験企画数、参加者数
3-2	2	<p><u>企業等と地域が連携したボランティア活動による森林整備を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業等は、地域と連携、協力し、CSR活動の一環として、「とっとり共生の森」保全活動に参画し、又は森林ボランティア活動に参加します。 県は、企業等に対し、「とっとり共生の森」のPR、活動の場の仲介を積極的に行います。 		○	○	○	とっとり共生の森参画企業数
3-3	3	<p><u>積極的に県産材を使うことにより、林業生産活動のサイクル(植える→育てる→伐る⇒植える→・・・)を活性化させることを通じて、森林整備を支える林業を支援します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県民は、住宅(構造又は内装材)等への県産材の利用を増やします。 事業者は、事業所(構造又は内装材)等への県産材の利用を増やします。 県や市町村は、木材関係者、建築事務所、工務店等と連携して、木造・木質化のメリット、木材の良さ、木を使うことの意義等の情報を、ホームページ、パンフレット類、イベント等を通じて、積極的に広報します。 	○	○	○	○	県産材の需要量

大項目	3 循環型社会の確立		取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目		個人 家庭	事業者等	その他	行政	
目標	1 一般廃棄物(ごみ)の排出抑制、リサイクル率の向上						
目標	1人1日当たりのごみ排出量を920g以下とするとともに、リサイクル率を25%以上とします。						
施策1	排出抑制に向けた取組促進						
1-1	1	<p>排出抑制のため、「Refuse(不要なものは断る)」、「Reduce(ごみを減らす)」、「Reuse(再使用)」を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民は、不必要なレジ袋や割り箸はもらわない「Refuse(不要なものは断る)」、極力包装のないものを購入し、生ごみは水切りをする「Reduce(ごみを減らす)」、リサイクルショップやリユース食器の活用にも努める「Reuse(再使用)」を念頭において行動します。 ・県や市町村は、ごみの排出状況、ごみ削減の必要性に関する分かりやすい情報を提供します。 	○			○	家庭系のごみ排出量、事業系のごみ排出量
1-2	2	<p>容器包装廃棄物の排出抑制を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、商品の販売時に用いるレジ袋やトレイなど容器包装の使用抑制、軽量化に努めます。 ・県や市町村は、事業者の取り組みを消費者に情報提供するほか、消費者、事業者等による「レジ袋削減に関する協定」の締結支援などを行います。 		○	○	○	ごみ排出量、県内主要小売事業者のレジ袋辞退率
1-3	3	<p>排出抑制に向けた市町村の取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、住民の理解と協力のもと、地域の実情に即した取り組みにより、一般廃棄物の削減に努めます。 ・県は、市町村への働きかけを強化するとともに、先進的な取り組みの情報提供、市町村独自の取り組みの支援を行います。 				○	ごみ排出量
1-4	4	<p>県は、率先的行動として、庁舎、施設から排出されるごみの削減、職員によるマイバッグ・マイ箸の持参を徹底します。</p>				○	環境にやさしい県庁率先行動の記録(ゴミの排出量) 職員のマイバッグ・マイ箸持参率
施策2	リサイクルに向けた取組促進						
2-1	1	<p>「Recycle(再資源化)」を推進するため、分別を徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民、事業者は、市町村の分別方法に従って廃棄物を排出します。 ・県や市町村は、分別された廃棄物の処理の流れ、資源化されたものの製品情報の提供を行い、排出者の分別意欲を喚起します。 ・県や市町村は、分かりやすい分別の方法を情報提供します。 ・県は、率先行動として、庁内から排出されるごみの分別を徹底するとともに、病院、福祉施設等から排出される生ごみの資源化に努めます。 	○	○		○	リサイクル率
2-2	2	<p>県は、民間事業者によるリサイクルが進むよう、技術開発の支援を行います。</p>				○	リサイクル技術の実用化件数
2-3	3	<p>市町村や地域におけるリサイクルに向けた取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や地域においては、それぞれの実情に即した取り組みにより、一般廃棄物のリサイクル促進に努めます。 ・市町村は、リサイクルの推進に当たり、一般廃棄物処理計画を踏まえた一般廃棄物の適正処理に努めます。 ・県は、一般廃棄物の処理が円滑に実施されるため、市町村に対し技術的な援助を行います。 ・県は、リサイクルの推進に向け市町村への働きかけを強化するとともに、先進的な取り組みの情報提供、市町村独自の取り組みの支援を行います。 ・県は、県内企業等のリサイクル技術を市町村に情報提供し、マッチングの機会をつくります。 			○	○	新たにリサイクル事業に取り組む市町村数
2-4	4	<p>リサイクル製品等を優先購入する「グリーン購入」を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民及び事業者は、グリーン購入に努めます。 ・市町村は、グリーン購入の取り組みを促進します。 ・県は、鳥取県グリーン購入調達方針に基づき、やむを得ない場合を除いて、リサイクル製品の率先導入を行います。 ・県は、グリーン購入とっとりネットが行う県民等に対するグリーン購入の普及啓発活動を支援します。 	○	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・県のグリーン調達実績 ・グリーン購入調達方針策定済み市町村数 ・グリーン購入とっとりネットの会員数

大項目	3 循環型社会の確立		取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目		個人 家庭	事業者等	その他	行政	
目標	産業廃棄物の減量・リサイクル率を96%以上とします。						
施策1	産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進						
1-1	1	<p>排出事業者は、産業廃棄物の減量化・リサイクルを積極的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物が減量化・リサイクルされるよう処理(委託)します。 ・産業廃棄物の減量化・リサイクルのための技術開発に努めます。 ・多量排出事業者は、産業廃棄物の減量化・リサイクルのための処理計画を作成し実行します。 		○			・減量・リサイクル率により把握
1-2	2	<p>処理業者は、産業廃棄物の減量化・リサイクルを積極的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託する産業廃棄物が減量化・リサイクルされるよう処理します。 ・産業廃棄物の減量化・リサイクルのための技術開発に努めます。 		○			同上
1-3	3	<p>県は、産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者に対し、減量化・リサイクルのための処理計画作成を指導します。 ・排出事業者、処理業者に対し、減量化・リサイクルの推進を指導します。 ・排出事業者、処理業者に対し、減量化・リサイクルのための技術開発を支援します。 				○	同上
施策2	産業廃棄物の適正処理の推進						
2-1	1	<p>排出事業者、処理業者は、産業廃棄物を適正に処理します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令を遵守し、産業廃棄物を適正に処理します。 ・電子マニフェストの使用に努めます。 ・知事の許可を受けた処理施設を有する事業者は、処理施設や処理実績の県民への公開に努めます。 		○			<ul style="list-style-type: none"> ・違反発見施設数により把握 ・電子マニフェスト加入者数により把握
2-2	2	<p>県は、産業廃棄物の適正処理のための監視指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や地域と連携した不法投棄パトロールの実施や監視装置の設置により不法投棄の防止を図ります。 ・産業廃棄物処理施設の立入検査を計画的に実施し、適正処理の確認や不適正処理の防止・改善を行います。 			○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄発見件数により把握 ・違反発見施設数により把握
2-3	3	<p>排出事業者、処理業者は、産業廃棄物処理施設の適正な設置を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事の許可を要する処理施設を設置する事業者は、廃棄物処理法及び廃棄物処理施設設置手続条例に基づき、処理施設を適正に設置します。 ・県は、産業廃棄物処理施設設置促進条例に基づき、処理施設の周辺地域の整備等への支援を行います。 		○		○	・許可施設数により把握
施策3	優良な排出事業者、処理業者の育成・支援						
3-1	1	<p>優良な処理業者、排出事業者を増やします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者は、産業廃棄物処理業者優良性評価制度による評価を受けるように努め、県は、その情報をホームページ等で周知します。 ・県は、産業廃棄物の減量化、リサイクル等に積極的に取り組む排出事業者、処理業者を表彰します。 		○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・優良性評価制度認定業者数により把握 ・表彰者数により把握
3-2	2	<p>県は、排出事業者、処理業者に各種情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の適正処理等に関する研修会を開催し、排出事業者、処理業者に周知します。 ・リサイクル技術等に関する情報を収集し、排出事業者、処理業者に提供します。 		○		○	・研修会開催数により把握

大項目	3 循環型社会の確立		取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目		個人 家庭	事業者等	その他	行政	
目標	新たにリサイクルビジネスに取組む企業を30社以上育成するとともに、県認定グリーン商品として60以上の商品を新たに認定します。						
施策1	リサイクル技術・製品の開発支援						
1-1	1	<p><u>リサイクル関連事業の取組を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等は、企業のリサイクル関連事業への取組に対し、技術面等で協力するように努めます。 ・県は、産業振興機構との連携により、大学等の技術シーズと企業ニーズとのマッチングを行います。 ・県及び産業振興機構は、企業等の廃棄物情報を収集し、リサイクル企業とのマッチングを行います。 ・県は、大学等の技術シーズを県内企業に情報提供するための説明会を開催し、マッチングの機会を作ります。 		○	○	○	・新たにリサイクルビジネスに取組む企業数
1-2	2	<p><u>リサイクル技術・製品の開発・実用化を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、大学等はリサイクル技術・製品の開発・実用化に努めます。 ・県は、企業、大学等が実施するリサイクル技術・製品の開発・実用化を支援します。 ・県は、県の補助制度だけでなく、国等のリサイクルに係る支援制度を県内企業等に情報提供します。 ・県は、企業や大学等と連携して、自らリサイクル技術の開発に努めます。 		○	○	○	・リサイクル技術の実用化件数
1-3	3	<p><u>県及び金融機関は、県内に立地する企業のリサイクル施設・設備の整備に対して支援します。</u></p>			○	○	・県の融資認定実績
施策2	リサイクル製品の利用促進						
2-1	1	<p><u>グリーン商品の利用・普及を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、鳥取県グリーン商品認定制度により、循環資源(廃棄物や間伐材等)を利用した商品を認定します。 ・県は、鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会と共同でパンフレットを作成し、鳥取県認定グリーン商品認定取得業者に商品プレゼンテーションの場を提供するなど、県認定グリーン商品の普及啓発を積極的に支援します。 ・鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会、鳥取県認定グリーン商品認定取得業者は、県と連携して、県認定グリーン商品をPRします。 		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県認定グリーン商品認定数 ・認定商品販売量 ・県公共工事での認定商品の使用実績
2-2	2	<p><u>県は、リサイクル製品の販路拡大を目的として、県外で開催される展示会等への出展等を積極的に支援します。</u></p>				○	・商談成立件数
2-3	3	<p><u>公共工事等における鳥取県認定グリーン商品などのリサイクル製品の利用を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、公共工事等でリサイクル製品を率先利用します。 ・市町村は、公共工事等でリサイクル製品を積極的に利用します。 				○	・県のグリーン調達実績
2-4	4	<p><u>リサイクル製品等を優先購入する「グリーン購入」を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民及び事業者は、グリーン購入に努めます。 ・市町村は、グリーン購入の取り組みを促進します。 ・県は、鳥取県グリーン購入調達方針に基づき、やむを得ない場合を除いて、リサイクル製品の率先導入を行います。 ・県は、グリーン購入とっとりネットが行う県民等に対するグリーン購入の普及啓発活動を支援します。 	○	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・県のグリーン調達実績 ・グリーン購入調達方針策定済み市町村数 ・グリーン購入とっとりネットの会員数

大項目	4 美しい環境を次の世代へ			取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目	1 三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)の保全再生			個人 家庭	事業者 等	その他	
目標	三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)の水質改善を進めます。							
施策1	各湖沼にかかる水質管理計画の推進							
1-1	1	<u>生活圏からの流入負荷量を削減します。</u> ・県民、事業者等は、下水道・集落排水処理施設への早期接続や、合併浄化槽の設置・管理に努めます。 ・市町は、下水道や集落排水処理施設の整備を進めます。 ・市町は、下水道や集落排水処理施設が整備された区域では、それらへの早期接続を促すとともに、整備されていない区域等では、適正な合併浄化槽の設置・管理を指導します。		○	○		○	整備率、設置基数、接続率
1-2	2	<u>工場・事業場の排水対策を推進します。</u> ・事業者等は、下水道へ早期に接続するとともに、排水基準の遵守に努めます。 ・県や市町は、下水道が整備された区域では、それらへの早期接続を促します。 ・県や市町は、工場・事業場に排水基準の遵守を指導します。			○		○	
1-3	3	<u>湖内からの負荷量を削減します。</u> ・国、県等は、湖面、湖底の清掃に努めます。					○	実施回数、回収ゴミ量
1-4	4	<u>環境にやさしい農業を推進します。</u> ・農業者は、減肥料、減農薬に取り組みます。 ・畜産農家は、糞尿の適正管理に努めます。			○	○	○	実施農家数、実施面積
1-5	5	<u>市街地、自然系からの流入負荷量を削減します。</u> ・森林所有者は、森林の除伐、下刈等により適正管理を推進します。 ・県や市町は、道路面、側溝の清掃に努めます。			○		○	清掃回数、清掃距離、回収ゴミ量 実施面積
1-6	6	<u>水質改善等に関する調査・研究を実施します。</u> ・国、県、市町は、水質の定期的な監視・調査に努めます。 ・県等は、水質浄化のための調査研究を行います。				○	○	
1-7	7	<u>住民との協働による湖沼の水質改善を図ります。</u> ・各家庭は、汚水を流さないように取り組みます。 ・NPO、住民等は、一斉清掃や水草の刈取り、肥料化に取り組みます。 ・県や市町は、NPO、住民の環境活動を支援します。 ・市町は、家庭雑排水対策の普及啓発に努めます。 ・県、NPO、小学校、自治会等は環境学習会を開催します。		○	○	○	○	補助金交付実績 回数、参加人員 刈取り量
施策2	湖山池の取り組み							
2-1	1	<u>湖内からの負荷量を削減します。</u> ・県は、ヒシ、アオコの回収、堆肥化に取り組みます。 ・県は、親水護岸・浅場の造成を推進します。					○	面積、回収量
2-2	2	<u>水質改善等に関する調査・研究を実施します。</u> ・県は、漁業振興のための調査研究等を行います。					○	
2-3	3	<u>住民との協働による湖沼の水質改善を図ります。</u> ・NPOは、ゴミ除去、ピオトープ、植栽浄化いかだ等により流入河川の浄化に取り組みます。 ・行政と住民等が協働してアクションプログラムを定めます。		○	○	○	○	

施策3	東郷池の取り組み								
3-	1	湖内からの負荷量を削減します。 ・漁業者は、シジミ漁の維持拡大により負荷量削減に努めます。 ・漁業者は、湖底耕運に取り組みます。							
3-	2	環境にやさしい農業を推進します。 ・農業者は、水稻除草剤の流出防止対策に取り組みます。							
3-	3	水質改善等に関する調査・研究を実施します。 ・県は、漁業振興のための調査研究等を行います。							
3-	4	住民との協働による湖沼の水質改善を図ります。 ・NPOは、ヨシの増殖、刈取りを行います。 ・行政と住民等が協働してアクションプログラムを定めます。							
施策4	中海の取り組み								
4-	1	湖内からの負荷量を削減します。 ・国は、浅場の造成を推進します。							○ 実施面積
4-	2	流入河川の浄化対策を推進します。 ・県は、加茂川の底泥浚渫を行います。 ・県は、旧加茂川に浄化用水を導入します。							○ 浚渫量
4-	3	住民との協働による湖沼の水質改善を図ります。 ・NPO、住民等は、アダプトプログラムに参加します。 ・NPOは、アマモ、コアマモの増殖に取組みます。 ・自然再生協議会(国、県、市町、NPO、住民等)で自然再生を進めます。							○ 実施箇所数

大項目	4 美しい環境を次の世代へ		取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目		個人 家庭	事業 者等	その他	行政	
目標	自然環境の保全と野生動植物の保護のための人材を育成し、推進体制を整備します。						
施策1	自然公園等の利用促進と自然保護ボランティアの育成						
1-1	1	<p>自然公園等の利用促進のための普及啓発等に取り組むとともに、自然と接する機会の増大に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民は、日常的な森林浴や自然体験型イベント等への積極的な参加を通じて、自然環境と親しむよう努めます。 ・県や市町村は、県民みんなが自然公園などの自然環境と親しめるよう、普及啓発に努めます。 ・県や市町村は、自然公園や自然歩道等の利用促進のため、ホームページ等を活用した情報提供やPRを行います。 	○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園利用者数 ・広報活動の実施状況
1-2	2	<p>自然保護ボランティアの確保・育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然愛好家、自然研究者その他の県民は、自然保護ボランティアとして自然環境保全に積極的に取り組むように努めます。 ・県は、自然保護監視員等を通じて、自然愛好家への登録呼びかけを行うとともに、自然保護ボランティアの公募を毎年実施して、平成22年度末までに、ボランティア登録者数を160人以上とします。 ・県は、ボランティアの資質向上のため、ボランティア全員を対象とした合同研修や地区ごとの研修会を、毎年開催します。 	○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者数 ・研修会の開催実績
施策2	県民との協働による希少野生動植物の保護管理の推進						
2-1	1	<p>県は、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特定希少野生動植物の保護管理体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定希少野生動植物41種の保護管理事業計画を策定します。 ・自然保護活動を行っている団体への呼びかけを行い、平成22年度末までに、特定希少野生動植物の保護管理事業実施団体を、新たに9団体以上認定します。 				○	<ul style="list-style-type: none"> ・保護管理事業計画の策定実績 ・保護管理事業実施団体の認定実績
2-2	2	<p>保護管理事業実施団体、県、県民の協働により、特定希少野生動植物の保護管理活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民は、野生動植物に対する知識や理解を深めるとともに、むやみに捕獲又は採取をしないようにします。 ・県の認定を受けた保護管理事業実施団体は、保護管理事業計画に基づき、適正な保護管理活動を実施します。 ・県は、認定を受けた保護管理事業実施団体の活動経費について支援します。 	○		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・保護管理事業の実施実績(補助事業実績報告書) ・自然保護監視員による巡視
2-3	3	<p>生態系のかく乱を防ぐため、外来種防除対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村は、県民との協働により、アライグマ、ヌートリア、ブラックバス等の特定外来生物の防除に取り組みます。 	○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲個体数
施策3	野生鳥獣の適切な保護管理の推進						
3-1	1	<p>県は、「ツキノワグマ保護管理計画」及び「イノシシ保護管理計画」に基づく保護管理対策を推進するとともに、激増が予想されるニホンジカの生息実態調査に取り組み、保護管理計画の策定を検討します。</p>				○	
3-2	2	<p>ツキノワグマの保護管理対策と併せ、ツキノワグマの被害防止対策等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村は、地域住民の理解促進のため、地区学習会において、ツキノワグマの生態や遭遇防止対策・被害防止対策等の周知を図ります。 ・県民は、県の技術的助言や指導のもと、ツキノワグマの遭遇防止対策・被害防止対策に取り組みます。 	○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会の開催実績
施策4	ナショナルトラスト運動の推進						
4-1	1	<p>県は、ナショナルトラスト運動の推進母体ができるよう、必要な助言や支援を行います。</p>				○	<ul style="list-style-type: none"> ・推進母体の設立実績
4-2	2	<p>ナショナルトラスト運動団体は、県民との協働により、公有地等において自然環境保全活動を実施します。</p>	○		○		<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全活動の実施実績

大項目	4 美しい環境を次の世代へ		取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目	3 環境資源を活用した魅力ある地域づくり	個人 家庭	事業者等	その他	行政	
目標	地域固有の環境資源を活用した地域づくりや花と緑のあふれる快適な地域づくりを推進します。						
施策1	地域の公共空間を中心にした花と緑のあふれる快適な地域づくりの推進						
1-1	1	<p>モデル地区における花と緑のまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会や公民館等は、地域単位で地域緑花計画を作成し、モデル地区として市町村の認定を受け、緑花モデル推進員を中心にして、地域住民が主体となった緑花活動を推進します。 ・県は、モデル地区の活動に対し県内産の花苗を提供するとともに、緑花モデル推進員や地域住民を対象とした緑花技術の向上に資する講習会を開催します。 ・市町村は、緑化推進委員会と連携し、緑化基金の活用等により、モデル地区の活動に対し苗木を提供します。 	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区の認定 ・緑花モデル推進員の選任 ・講習会の実施数
1-2	2	<p>二酸化炭素削減にも資する屋上緑化、軒先緑化等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民や事業者は、住宅や事業所の屋上や壁面、軒先等を緑化するように努めます。 ・県は、屋上緑化、軒先緑化の普及啓発を行い、各総合事務所においてモデル的に軒先緑化の実証展示と効果・手法の解説表示を行います。 ・県は、公共施設への屋上緑化、軒先緑化等の導入を進めるとともに、民間施設における緑化手法の導入支援等を検討します。 	○	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化・軒先緑化等の導入事例 ・効果検証
1-3	3	<p>緑花意識の普及啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村は、事業者等と連携して、地域緑花の普及啓発を図る「花と緑のフェア」を開催します。 ・県は、第26回全国都市緑化フェア(平成21年3月20日～5月24日岡山県で開催)で、鳥取県の展示を行います。 ・県は、先進的に活動を行っている活動団体や活動事例の紹介など、緑花活動に係る情報発信を進めます。 ・市町村は、緑の基本計画を策定し、都市緑化施策の実施に努めます。 		○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画策定団体数
施策2	自然環境保全に配慮したエコツーリズムの推進						
2-1	1	<p>県は、自然保護と観光利用の両立を図るエコツーリズムの推進のため、「エコツーリズムガイドライン」を作成し、普及啓発やコンセンサス形成を図ります。</p>				○	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの作成実績
2-2	2	<p>エコツーリズム推進法に基づき、エコツーリズムの推進体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、エコツーリズムの趣旨を徹底するため、同法でエコツーリズム推進の中心として位置づけられている市町村に対する研修会を開催します。 ・市町村は、エコツーリズム推進法に基づく協議会の設立や全体構想の策定に努めることとし、県は、それについて情報提供や助言等を行います。 				○	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催実績 ・協議会の設立実績 ・全体構想の認定実績
2-3	3	<p>エコツアーにおいて自然解説指導等を行うエコツアーガイドを養成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズム推進協議会は、エコツアーガイドの養成を進めます。 ・県や市町村は、研修会の開催等を通じて、ガイド候補者の裾野を広げるとともに、ガイド養成について情報提供その他の支援を行います。 			○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催実績 ・エコツアーガイドの登録実績

大項目	4 美しい環境を次の世代へ				取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目	3 環境資源を活用した魅力ある地域づくり			個人 家庭	事業 者等	その他	行政	
目標	県民との協働による美しい郷土の魅力アップ活動を推進します。								
施策1	鳥取砂丘の景観保全の推進								
1-1	<p>県民や企業、行政の協働により、鳥取砂丘の除草や清掃など景観保全活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民・企業等は、鳥取砂丘の除草、清掃等の活動に積極的に参加・協力します。 ・県は、鳥取市と連携し、活動への参加者・協力企業を顕彰するなど、除草の必要性等について普及啓発を行います。 				○	○		○	
1-2	<p>県は、鳥取市とともに、効果的な除草方法など、砂丘の景観保全のあり方について、有識者と連携して調査研究を行い、景観保全活動に活かしていきます。</p>						○	○	
施策2	山陰海岸の世界ジオパークネットワーク加盟の推進								
2-1	<p>兵庫県、京都府その他の関係自治体や関係団体、地域の住民・事業者等と県が連携し、平成21年中の山陰海岸のジオパークネットワーク加盟に向けた取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸の保全活用に関する計画を策定し、環境保全を行いながら、観光等での活用を推進します。 ・山陰海岸の素晴らしさや学術的価値などについての理解を広げます。 				○	○	○	○	
施策3	三徳山の世界遺産登録の推進								
3-1	<p>三朝町や地域の住民、団体、事業者等と県が連携し、三徳山の環境保全を図り、世界遺産登録に向けた取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三徳山の環境保全や観光活用のあり方に係る保存管理計画を策定し、三徳山の環境保全活動を推進します。 ・三徳山の歴史や自然についての理解を広げます。 				○	○	○	○	
施策4	大山の景観保全の推進								
4-1	<p>大山町や地域の住民、団体、事業者等と県が連携し、大山の環境保全を図り、その景観等の素晴らしさを全国に発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山及びその周辺の環境及び景観保全の取り組みを推進します。 ・エコツーリズムを推進するなど、大山の歴史や自然についての理解を広げます。 				○	○	○	○	
施策5	日野川の環境保全と魅力アップ活動の推進								
5-1	<p>国、市町村や地域の住民、団体、事業者等と県が連携し、日野川の環境を保全し、魅力アップに向けた取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野川流域憲章を制定し、日野川の環境保全の重要性について認識を深めるため、様々な啓発活動を行います。 ・日野川の魅力を県内外に情報発信します。 				○	○	○	○	
施策6	とっとり共生の森事業の推進								
6-1	<p>企業等と地域が連携したボランティア活動による森林整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等は、地域と連携、協力し、CSR活動の一環として、「とっとり共生の森」保全活動に参画し、又は森林ボランティア活動に参加します。 ・県は、企業等に対し、「とっとり共生の森」のPR、活動の場の仲介を積極的に行います。 					○	○	○	とっとり共生の森参画企業数

大項目	4 美しい環境を次の世代へ				取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目	4 まちなみ景観の保全・活用			個人 家庭	事業 者等	その他	行政	
目標		市町村や地域と連携した景観まちづくり活動を拡大し、景観まちづくり活動に取り組む団体(地区)の数を45団体(地区)以上とします。							
施策1	景観の保全								
1-1	<u>全国に誇る鳥取の景観の再発見を進めます。</u> ・県民は、日常生活に溶け込み、見過ごされている景観資源を発掘します。 ・県は、県民が発掘した景観資源のうち、日常生活の中で地域を印象づけ、全国に誇れるものを「地域生活百景」として選定し、その成り立ちや地域の人との関わりなどを誰にでもわかりやすいリーフレットや絵地図として取りまとめ、次世代に伝えるとともに県内外にアピールします。 ・景観まちづくり活動団体は、再発見された景観資源を景観まちづくりに活かしていきます。				○		○	○	「地域生活百景」の選定件数
1-2	<u>全ての市町村が景観行政団体となることを目指します。</u> ・県と市町村は、鳥取県景観形成条例に基づく景観計画の実現に向け、景観に関する情報を共有し、一体となって届出行為等に対応します。 ・県は、景観行政団体になろうとする市町村の取組に積極的に協力します。							○	景観行政団体の数
1-3	<u>県が実施する公共事業を景観形成上より適切なものとします。</u> ・県は、公共事業の工事前・施工中・工事後の景観評価を、県民の意見を聞きながら行い、これを設計・施工や維持管理に反映させます。 ・県民は、公共事業による景観の改変について積極的に意見・提案を出し、これをより景観形成に配慮したものとするに関わっていきます。				○			○	
1-4	<u>鳥取県景観形成条例に基づき、地域特有の景観を維持・保全します。</u> ・県は、県民や事業者に対して、景観形成の制度や重要性を周知するとともに、景観に影響を及ぼす行為について指導監督を行います。 ・事業者等は、環境に影響を及ぼす行為を行うに当たっては、景観形成基準を遵守します。 ・県民は、景観に支障となっている物件への対応について県に申し立て、県と一緒に地域での景観保全に努めます。				○	○		○	
1-5	<u>鳥取県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の適正化を図り、良好な景観を維持・保全します。</u> ・市町村は、県と連携して、違反物件の是正等を推進します。 ・広告主及び事業者は、屋外広告物の設置に当たっては、条例に基づく設置規準を遵守します。					○		○	
施策2	景観の創造								
2-1	<u>古民家を核とした景観まちづくりを推進します。</u> ・市町村・自治会は、地域の空き家古民家の情報を収集し、その利活用の可能性を把握します。 ・県は、県内の空き家古民家の価値を評価し、地域や市町村に情報提供します。 ・市町村・自治会・県は、空き家古民家の所有者の意向を確認しながら古民家の活用方法を検討し、景観の核となる古民家を活用したまちづくりを展開していきます。						○	○	古民家を活用した景観まちづくり活動の数
2-2	<u>景観まちづくり活動団体と地域住民・行政が相互理解を深める取り組みを進めます。</u> ・県と市町村は、関係者の相互理解を深める場を数多く提供します。 ・景観まちづくり活動団体は、関係者の相互理解を深める主役となり、地域のリーダーとして活動していきます。 ・地域住民は、景観まちづくり活動に参画するとともに、地域の景観を創り・守ることを次世代に伝えていきます。				○		○	○	登録団体数
2-3	<u>県は、景観まちづくり活動団体に対して、多岐にわたるサポートを行っています。</u> ・先進的な取組を行っている団体の活動を事例集として取りまとめ、情報提供するとともに、活動団体の取組を広く県内外に情報発信します。 ・活動団体の抱えている困りごとや相談ごとにタイムリーに応える人的サポート体制を整えます。 ・外部から見た評価を景観まちづくりに反映させるため、県下の景観まちづくりフィールドを広く紹介し、研究等の場としての活用を促します。							○	相互理解の場への参加者数
2-4	<u>地域に埋もれた景観資源を掘り起こし、活用を推進します。</u> ・県と市町村は、鏝絵や茅葺き民家など地域の景観資源を題材とした見学会などを行い、景観まちづくりのきっかけづくりを行います。 ・地域住民は、そうしたことを契機に、取り組みやすいところから景観まちづくり活動を始め、徐々に発展させていきます。				○			○	コーディネート件数

大項目	4 美しい環境を次の世代へ				取組主体の区分				取組成果の把握(指標)	
	小項目	個人 家庭	事業 者等	その他	行政					
目標	「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」に基づき、環境に対する化学物質の投入量を少なくした有機農産物・特別栽培農産物の栽培面積を750ha以上とします。								・有機農産物・特別栽培農産物の認定面積	
施策1	生産者が取り組みやすい環境づくり									
1-1	有機・特裁(有機農産物・特別栽培農産物)の生産体制を整備します。 ・生産者は、「持続性の高い農業生産方式導入に関する法律」に基づく計画を策定し、有機・特裁の生産に必要な施設や機械を整備します。 ・生産者は、農業の環境負荷の大幅低減に、地域でまとまって取り組むグループづくりを進めます。 ・県は、生産者のそうした取り組みを支援・促進するとともに、有機・特裁の認証制度により、「環境にやさしい農業」を実践する農家(エコファーマー)の生産物の差別化を図ります。							○	○	・支援の有無 ・エコファーマーの認定件数
1-2	県は、有機・特裁の生産に取り組む生産者を育成します。 ・有機・特裁の生産に取り組もうとする農家等に適切な技術指導及び助言ができるよう、既に取り組んでいる農家を相談員に登録し、相談に応じます。 ・有機・特裁の生産に取り組んでいる農家と連携し、基準や作物別の栽培技術等についての研修会、講習会を開催します。 ・有機・特裁の生産に取り組もうとする就農希望者が円滑に就農できるよう、農業大学校での研修教育、就農支援資金の貸付けを行います。							○	○	・相談員の登録者数 ・技術研修会・講習会の開催の有無 ・研修教育の有無
1-3	有機・特裁に関する生産者間のネットワークづくりを推進します。 ・県は、有機・特裁に関する技術開発や情報発信のため、技術情報データベースを構築します。 ・生産者は、そのデータベースを利用して、生産者間での有機・特裁に関する情報の共有化を図ります。 ・県は、有機・特裁の生産に取り組んでいる農家や市町村と連携・協力し、実践ほ場の見学会・勉強会を開催するなどして、地域のネットワークづくりを支援します。							○	○	・情報データベースの作成、更新の有無 ・地域検討会等の実施の有無
1-4	地域資源を活用した土づくりを推進します。 ・生産者は、地域の実情に応じた健康な土づくりの推進に努めることとし、県は、土壌診断による有機物施用指導などにより、これを支援します。 ・県は、堆肥化施設を整備した畜産農家と堆肥を利活用する耕種農家とのマッチングを支援し、耕畜連携を推進します。							○	○	・指導・支援の有無
施策2	技術の開発と普及									
2-1	県は、有機・特裁の試験研究体制・普及体制を強化します。 ・試験場に有機・特裁の担当部署を新たに設置し、各普及所に窓口担当普及員を配置するなど研究・指導体制を強化します。 ・改良普及員に対し、有機・特裁に関する技術及び知識を習得させるための研修を充実させ、現場への的確な情報発信を行います。								○	・担当部署設置、技術研修実施の有無
2-2	県は、有機・特裁の生産技術の確立に向け、試験研究開発及び実証実験に取り組めます。 ・病害虫に強い品種の開発を進めます。 ・有機・特裁の生産に取り組んでいる農家の技術に対する課題、要望及び意見を的確に把握し、試験研究課題を設定します。 ・有機・特裁の生産に取り組んでいる農家が開発した栽培技術や他機関で開発された技術・成果を科学的に解明するための実証試験を行い、技術的な課題を検証します。 ・ホームページにデータベースを整備し、有機・特裁に関する有用な技術・研究成果等の情報提供を行います。								○	・試験研究、実証試験の実施の有無 ・HPでの技術情報提供の有無
2-3	県は、農家の協力を得ながら、地域・現場に適応した栽培技術を普及するため、各普及所ごとに農家が栽培を行うモデル展示ほを設置します。							○	○	・モデル展示ほ設置の有無
施策3	消費者の理解の促進									
3-1	県は、有機・特裁の制度やしきみ、生産情報などを消費者に発信します。 ・インターネットや直売所、量販店などで販売している有機・特裁及びその生産者の情報を、県のホームページで消費者に提供します。 ・有機・特裁セミナーの開催や各種イベント、新聞、TV等を活用し、有機・特裁に関する正しい知識の普及啓発に努めます。							○	○	・HPの作成、更新の有無 ・セミナー等の開催の有無

3-2	<p><u>有機・特裁に関する生産者と消費者の交流を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者は、消費者交流会・勉強会を開催し、消費者への情報発信に努めます。 ・県は、そうした取り組みを支援するとともに、食育、地産地消、消費者交流などの各種イベントで、生産者と連携しながら制度・情報の普及・啓発を行います。 		○	○	○	・生産者と連携したPR実施の有無
3-3	<p><u>消費者は、地域の有機・特裁農家の活動に目を向け、環境にやさしい農業への取り組みを理解するよう努めます。</u></p>	○				
施策4	<p>販路の確保</p>					
4-1	<p><u>有機・特裁の販路を開拓するため、その生産・販売に関する情報発信を強化します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、ホームページで販路に関する情報交換の場を提供するとともに、有機・特裁販売店や生産、出荷情報のデータベースを整備し、販路開拓を支援します。 ・生産者は、有機・特裁の生産・販売に関する情報を積極的に発信・交換し、販路開拓に努めます。 		○	○	○	・HPの作成、更新の有無
4-2	<p><u>県は、生産者と流通業者とのマッチングを推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、商談会等の開催により、流通・販売業者とのマッチングを行うとともに、セミナー、シンポジウムなどを通して意見交換を行い、流通業者等との連携に努めます。 ・生産者は、県が流通・販売業者の協力を得て実施するイベント、フェア等に積極的に参加します。 		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・商談会の実施の有無 ・セミナー、シンポジウムの実施の有無 ・HPの作成、更新の有無

大項目	4 美しい環境を次の世代へ		取組主体の区分				取組成果の把握(指標)
	小項目	6 森林の持つ多面的機能の向上	個人 家庭	事業 者等	その他	行政	
目標	県民全体で支える森林づくりを推進します。						
施策1	県民との協働による取り組みの推進						
1-1	1	<p>全ての県民で森林を守り育てる意識の共有、実践を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体等は、県民の参画を得て、森林体験、森林保全活動を企画、実施します。 県民は、森林体験企画(学習、活動体験)、森林保全ボランティア活動に積極的に参加します。 県は、森林の機能、森林整備の必要性を、ホームページ、パンフレット類、イベント等を通じて、積極的に広報します。 県は、森林環境保全税を活用して、ボランティア団体、NPO、小中学校等による森林づくりへの県民参加を促す森林体験企画を支援します。 県は、ボランティア団体等に、森林保全活動のための技術指導、助言等を行うほか、インストラクター等の情報を提供します。 	○	○	○	○	森林体験企画数、参加者数
1-2	2	<p>企業等と地域が連携したボランティア活動による森林整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業等は、地域と連携、協力し、CSR活動の一環として、「とっとり共生の森」保全活動に参画し、又は森林ボランティア活動に参加します。 県は、企業等に対し、「とっとり共生の森」のPR、活動の場の仲介を積極的に行います。 		○	○	○	とっとり共生の森参画企業数
1-3	3	<p>積極的に県産材を使うことにより、林業生産活動のサイクル(植える→育てる→伐る→植える→・・・)を活性化させることを通じて、森林整備を支える林業を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民は、住宅(構造又は内装材)等への県産材の利用を増やします。 事業者は、事業所(構造又は内装材)等への県産材の利用を増やします。 県や市町村は、木材関係者、建築事務所、工務店等と連携して、木造・木質化のメリット、木材の良さ、木を使うことの意義等の情報を、ホームページ、パンフレット類、イベント等を通じて、積極的に広報します。 	○	○	○	○	県産材の需要量
施策2	森林所有者等による森林整備の推進						
2-1	1	<p>低コスト林業を推進して森林整備のための条件を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者、森林組合等は、森林施業の団地化、作業道の整備、機械化等に取り組みます。 県は、林業の低コスト化に必要な森林施業の団地化、作業道等路網の整備や高性能機械の整備を支援します。 県は、鳥取式作業道の整備を通じた森林施業の団地化を推進するため、鳥取式作業道開設士の養成、モデル団地形成に向けた普及活動等を行います。 		○	○	○	森林施業の団地化取り組み団地数、作業道等の整備延長
2-2	2	<p>間伐の実施及び間伐材の搬出を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者等は、適正に人工林の間伐を行います。 県は、森林所有者等の間伐の実施及び間伐材の搬出を支援します。 		○	○	○	間伐実施面積、搬出割合
2-3	3	<p>森林整備のための地域活動を推進し、森林及び林業基盤を良好な状態に保ちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者等は、森林整備に向けた歩道の整備や実施区域の明確化に努めます。 県や市町村は、森林所有者等が実施する既存の作業道等の維持管理を支援します。 		○	○	○	実施件数
施策3	公益的機能の高い森林の公的整備の推進						
3-1	1	<p>県や市町村は、森林所有者による整備が困難で機能が低下した森林について、間伐を中心とした森林整備を行います。</p>				○	整備面積
3-2	2	<p>県は、森林環境保全税を活用して、森林所有者による整備が困難な荒廃森林について、強度間伐を実施し、針広混交林化を進めます。</p>				○	整備面積

家庭版「環境先進県に向けた次世代プログラム」行動メニュー

【参考資料①】

行動区分	行動項目	年間		
		削減量	削減額	
リ ビ ン グ	1 暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度設定をしましょう。	エアコン冷房時(27℃→28℃)	16.8kg	730円
		エアコン暖房時(21℃→20℃)	29.5kg	1,270円
		ガスファンヒーター暖房時(21℃→20℃)	19.1kg	1,730円
		石油ファンヒーター暖房時(21℃→20℃)	25.4kg	980円
	2 電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節しましょう。	部屋の広さや用途にあったもの(3畳→2畳)	49.9kg	2,160円
		設定温度調節(強→中)	103.2kg	4,460円
	3 冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付けましょう。	エアコン冷房時(28℃を1日当たり1時間短縮)	10.4kg	450円
		エアコン暖房時(20℃を1日当たり1時間短縮)	22.6kg	980円
		ガスファンヒーター暖房時(20℃を1日当たり1時間短縮)	31.6kg	2,750円
		石油ファンヒーター暖房時(20℃を1日当たり1時間短縮)	41.8kg	1,620円
	4 照明は、省エネ型の電球型蛍光ランプを使用するようにしましょう。	54W白熱球を12Wの電球型蛍光ランプに交換	46.6kg	2,020円
	5 人のいない部屋の照明は、こまめな消灯に心がけましょう。	蛍光ランプ(12W)1日当たり1時間短縮	2.4kg	110円
		白熱球(54W)1日当たり1時間短縮	10.9kg	470円
	6 テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしましょう。	テレビ(28インチ)1日当たり1時間短縮	22.7kg	980円
7 こたつは敷マットと上掛け布団を使用し、温度設定をこまめに調節しましょう。	布団のみと布団+敷マット+上掛け布団を使用した場合の差	18.0kg	780円	
	設定温度調節(強→中)	27.2kg	1,180円	
8 ○不要になったものは、フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、人に譲りましょう。 ○壊れても修理して大切に使いましょう。 ○資源物(古紙、古着、アルミ缶など)は、出し方を守って、地域集団回収や資源回収ステーションへ出しましょう。 ○再生してつくられた製品を利用しましょう。				
キ ツ チ ン	9 食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗い、温度調節もこまめにしましょう。	給湯器を利用した手洗い2回と食器洗い乾燥機を1回使用した場合の差	44.3kg	20,640円
	10 洗いのものをする時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くするようにしましょう。	設定温度調節(中→弱)	20.5kg	1,850円
	11 冷蔵庫の庫内の温度調整をしたり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓に気を付けましょう。	<詰め込み過ぎないように> 標準詰め込み量とその半分の量を入れた場合の差	24.3kg	1,050円
		<冬場は冷蔵強度を弱く> 設定温度調節(強→中)	34.3kg	1,480円
	12 冷蔵庫は壁から間隔をあけて設置しましょう。	周囲温度22℃、設定強度中、両側と上面に壁がある場合と、片側のみ壁がある場合の24hの消費電力量を測定し、省エネ効果を算出。	25.0kg	1,080円
13 冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気を付けましょう。	開閉回数を2倍にした場合、及び開放時間を2倍にした場合	9.2kg	400円	
ン	14 煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用しましょう。	<ほうれんそう、キャベツ(葉菜)> 水を沸騰させて煮るケースを電子レンジで同等の下ごしらえした場合	12.1kg	1,430円
		<ブロッコリー、カボチャ(果菜)> 水を沸騰させて煮るケースを電子レンジで同等の下ごしらえした場合	12.8kg	1,550円
		<ジャガイモ、里芋(根菜)> 水を沸騰させて煮るケースを電子レンジで同等の下ごしらえした場合	9.9kg	1,460円

行動区分	行動項目	年間		
		削減量	削減額	
キッチン	15 電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしましょう。	ポットに満タンの水を沸騰させ、保温再沸騰のくり返しと、保温はせずに使用の都度再沸騰させた場合の差	59.6kg	2,580円
	16 ○食器洗いの時には、蛇口をこまめに閉めましょう。 ○三角コーナーや食器洗浄前のふき取り等を行い、汚水を流さないようにしましょう。 ○食料品の買いすぎなどに注意しましょう。 ○家庭の外でもマイ箸、マイカップを使用しましょう。 ○買い物にはマイバッグを持参して「レジ袋はいりません」の一言を。 ○過剰包装は断りましょう。 ○詰め替え製品を利用して、容器をごみにしない。 ○同じものならトレイ使用のものよりも、ばら売りをを選び、必要な量を購入しましょう。 ○食品トレーは分別し、指定の回収ステーション又はスーパーマーケットの店頭回収に出しましょう。 ○生ごみは堆肥化にし、花壇や家庭菜園で活用しましょう。 ○家庭ごみの分け方・出し方のルールを徹底しましょう。			
浴室・洗面所など	17 洗濯する時は、まとめて洗うようにしましょう。	洗濯機の容量の半分でも毎日洗濯した場合と、容量一杯で2日に1回洗濯した場合の差	3.3kg	4,040円
	18 お風呂は、間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをしなないようにしましょう。	200Lのお湯を40.5℃から45℃までの追い炊き	88.9kg	8,020円
	19 シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気を付けましょう。	1日1回あたり、シャワー利用時間を10分程度とした場合と、1回あたり1分短縮した場合の差	29.7kg	3,700円
	20 温水洗浄便座は温度をひかえめに設定し、使わない時はふたを閉めるようにしましょう。	使用しない時の便座のふたを開から閉にした場合の差	19.4kg	840円
		便座の設定温度(中→弱)	14.7kg	630円
	洗浄水の設定温度(中→弱)	7.6kg	330円	
21 ○洗面や歯磨きの時には、水をためて洗いましょう。 ○洗濯はまとめ洗いを心がけましょう。 ○お風呂の残り湯は洗濯へ使いましょう。使わない時や残った場合は花壇の水やりに使いましょう。 ○洗剤やシャンプーは適量を使いましょう。 ○下水処理施設が整備された地域においては、下水処理施設への早期接続を行いましょう。 ○トイレの水は使用後に1回しか流さないようにしましょう。				
自動車	22 アイドリングはできる限りしないように気を付けましょう。	40km走行ごとに1回・5分間のアイドリングをした場合	37.7kg	2,520円
	23 ○アイドリングストップに積極的に取り組み、鳥取県の「駐車時等エンジン停止宣言者」の登録をしましょう。			無料
	24 無駄な荷物を積んだまま運転しないように気を付けましょう。	10kgの unnecessary 荷物を載せて年間走行距離の50%(5,000km)を走行した場合	3.5kg	230円
	25 経済速度を心がけ、急発進しないように気を付けましょう。	発進時にアクセルをゆっくり優しく踏み込んで加速した場合(5秒間で20km/h程度)	194.0kg	12,950円
	26 タイヤの空気圧は適正に保つよう心がけましょう。	タイヤの空気圧を適正に保つことなく、年間走行距離の50%(5,000km)を走行した場合	34.8kg	2,330円
	27 外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するようにしましょう。	年間走行距離の10%(1,000km)を乗用車から公共交通機関に切り替えた場合	198.5kg	13,250円
その他	28 電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしましょう。	待機時消費電力調査報告書(平成17年度)より	83.3kg	3,600円
	29 電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選びましょう。	2005年夏版の「省エネ性能カタログ」より、エアコン、テレビ、VTR、冷蔵庫、洗濯機、家庭用蛍光灯器具、温水洗浄便座の各製品の消費電力削減量	218.7kg	9,460円
	30 ○花づくりや河川・湖沼の清掃など地域の活動に参加しましょう。 ○軒先緑化を進めるとともに庭やベランダに草木を植えましょう。 ○家から学校、職場までに目につく木や草花の名前を調べましょう。 ○家屋の新築やリフォーム時には省エネ・新エネの導入を検討しましょう。 ○環境保全や緑化活動のための募金などに協力しましょう。 ○農業・林業体験、エコ料理教室などに参加しましょう。 ○ごみの分別学習など地域の環境学習に積極的に参加しましょう。			

行動区分	行 動 項 目	年 間	
		削減量	削減額
エコファミリー (TEASⅢ種家庭・地域版)の登録	<p>○エコファミリー【鳥取県版環境管理システム(TEASⅢ種家庭・地域版)】の登録を受けて、環境にやさしい生活を継続しましょう。</p> <p><TEAS(テス)とは？> 環境に配慮した活動に取り組んでいただくきっかけとなるよう、県が設けた一定の基準に沿って活動されている家庭などを登録する制度です。</p> <p><TEASのしくみ> TEASは、PDCAサイクル【計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Act)のくり返し】により私たちの日頃の行動を振り返り、その中で環境に対してできることを実行・確認し、その結果を次の取組みに生かしていくシステムです。</p> <p><TEASのメリット> ①光熱費の節約につながります。 ②生活の無駄が見つかります。 ③環境のことを真剣に考えることができます。 ④環境配慮活動を継続することができます。 ⑤家庭での環境教育に役立ちます。</p> <p>○TEASによる環境にやさしい生活を地域に広げ、地域の環境活動として実践していきましょう。(地域単位でもTEASの登録を受けられます。)</p>		無 料
合 計	<p>【家庭からのCO2削減目標】 2006年度の県内1世帯当りのCO2排出量5,600kgを、2010年度の目標年に達成するためには、1世帯当り約300kgのCO2削減が必要です。</p>	1,664.2kg	117,690円

算出根拠:「【2007年版】家庭の省エネ大辞典」(財)省エネルギーセンターをもとに作成

行動区分	行動項目	省エネルギー効果算出の概要
照明	1 昼休みなど休憩時は消灯しましょう。	1.6kg/m ² ・年 (1日1時間消灯で240日実施として算出)
	2 使用していない部屋やトイレは消灯しましょう。	
	3 昼間、窓側の明るい場所は消灯しましょう。	
	4 残業時に不要な照明は消しましょう。	
	5 ランプやかさの汚れをとりましょう。	
	6 白熱灯は電球型蛍光灯に切り替えましょう。	46.4kg/個・年 (1日12時間、240日使用として算出)
OA機器	7 昼休みや退社時には、パソコンやプリンター、コピー機など、使用していない機器の主電源を切りましょう。	コピー機:14.5kg/台・年、 プリンター:5.2kg/台・年、 パソコン:8.0kg/台・年
	8 パソコンやコピー機などのOA機器は、国際エネルギースターロゴが表示されたものなど、省エネルギー型のものを購入しましょう。	CRTモニター(17in):25.3Kg、 レーザープリンター(20ppm):20Kg、 ファクシミリ(18ppm):46.6kg、 コピー機(30cpm):73、2kg/台・年 など
空調	9 夏季はノーネクタイにするなどクールビズに、冬は暖かい服装でウォームビズに取り組みましょう。	
	10 冷暖房の設定は、夏は28℃、冬は20℃を目安にしましょう。	冷房26℃→28℃へ、暖房22℃→20℃で 2.6Kg/床m ² ・年
	11 カーテン、ブラインドを利用して、冷暖房効果を高めましょう。	0.2kg/m ² ・年(窓面積2,000m ² として算出)
	12 ボイラー更新時には、CO ₂ 排出量の少ない燃料を使用するものを選択しましょう。	燃料使用量の節減(具体的な削減量は 個々の取組内容の積み上げによる。ペ レットボイラーはカーボンニュートラルとし てゼロカウント)
エレベーター	13 上下3階程度の移動は、エレベーターを使用せずに階段を利用しましょう。	
節水	14 水を無駄に流さないなど、日常的な節水に取り組みましょう。	
	15 水道の水圧を調節し、節水を図りましょう。	
	16 蛇口に節水コマをつけましょう。	
	17 自動車を洗うときは、できるだけバケツで洗いましょう。	
	18 トイレに流水音発生装置などを導入して、水の2度流しをなくしましょう。	
	19 便器など水を使用する製品は、節水型のものを採用しましょう。	
	20 屋上などの雨水を集めて中水処理し、トイレ洗浄水や散水に使うシステムを検討しましょう。	
用紙類	21 用紙の分別を徹底しましょう。	
	22 使用済みコピー用紙、段ボール紙などはリサイクルを進めましょう。	
	23 コピーを取るときは両面コピーを徹底しましょう。	
	24 使用済みやミスコピー用紙の裏面使用を進めましょう。	
	25 使用済み封筒の再利用に努めましょう。	
	26 会議資料は簡素化しましょう。	
	27 電子メールの使用などによりペーパーレス化を進めましょう。	
リゴ サみ イ減 ク量 ル・	28 空き缶、びん、ペットボトル、書籍雑誌類、新聞紙などは分別して、リサイクルに回しましょう。	
	29 マイカップ、マイ箸、マイ水筒の使用を進めましょう。	
	30 再生品など環境に配慮した商品を購入しましょう。	

行動区分		行動項目	省エネルギー効果算出の概要
体 取 制 組	31	所内で地球温暖化防止に関するミーティング・学習会を開催しましょう。	
	32	所内で地球温暖化防止に取り組む担当者や部署を決めましょう。	
通 勤	33	職員の通勤には、バス、鉄道などの公共交通機関の利用を奨励しましょう。	
	34	ノーマイカーデーに協力し、決められた日には従業員の通勤に公共交通機関を利用するよう呼びかけましょう。	
	35	職場でノーカーデーを作って実践しましょう。	
も の を 運 ぶ	36	荷物を運ぶときは、自家用トラックではなく、積載効率の高い営業用トラックを利用しましょう。	
	37	配送には、鉄道、海運を積極的に利用しましょう。(モーダルシフトを行う)	
	38	急発進はしない。	
	39	急加速はしない。	
	40	空ぶかしはしない。	
自 動 車	41	無計画な車の運転は控える。	
	42	アイドリングストップに積極的に取り組み、鳥取県の「アイドリング・ストップ推進事業所」の登録をしましょう。 (アイドリング・ストップとは停車時に不要なエンジンを止めること)	無 料
	43	タイヤの空気圧を適正に保って運転する。	
	44	無駄なものは積まない。	
	45	業務用自動車は、用途に合わせた大きさのもので、低燃費かつ低排出ガス認定車や低公害車などCO2排出の少ないものを購入しましょう。	133kg/台・年(1,500ccガソリン車とトップラナー基準適合車、低燃費車トップの比較で、年間10,000km走行として算出)
	46	トラック、バスなども低燃費車や低公害車を購入しましょう。	
緑 化	47	建物の周りに緑を増やしましょう。	
	48	間伐材、端材などを利用しましょう。	
	49	屋上緑化を考えましょう。	
ビ ル の 設 備	50	清涼飲料用自動販売機を設置する場合は、省エネタイプの機種にしましょう。	276kg/台・年
	51	照明の効率を高める設備、空調設備の運転を制御できる設備、エレベーターの運転の高度制御システムなどの省エネ設備を積極的に導入しましょう。	消費電力量の節減(自動制御により空調ファンの回転数をコントロールすることで、過剰なエネルギー消費を防止)
	52	ビルの断熱性向上のため、屋上緑化を採用したり、窓ガラスなどの開口部の構造を改良しましょう。また、新築・改築時には壁を二重構造にしたり断熱材を厚くしましょう。	約25～30%のエネルギー使用量を削減(日射調整フィルム(断熱タイプ)で算出)
	53	太陽光発電・コージェネレーションシステムなどの新エネルギー・未利用エネルギー利用設備を積極的に導入しましょう。	約25%の削減(冷房能力56Kwの機器で高効率ヒートポンプ機で算出)
鳥 取 県 版 環 境 管 理 シ ス テ ム (T E A S)	54	<p>オフィススタイルを見直す鳥取県版環境管理システム(TEAS)を取得し、組織的に環境配慮活動を実践しましょう。</p> <p><TEAS(テス)とは？> 環境に配慮した活動に取り組んでいただくきっかけとなるよう、県が一定の基準を設けて、審査・登録する制度です。 事業活動の内容や規模に応じて、I種、II種、III種の中から選択して取り組んでいただけます。</p> <p><TEASのしくみ> TEASは、PDCAサイクル【計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Act)のくり返し】により自らの事業所等の活動を振り返り、その中で環境に対してできることを実行・確認し、その結果を次の取り組みに生かし、継続していくシステムです。</p> <p><TEASメリット> ①光熱費等の経費の削減につながります。 ②事業活動の無駄が見つかります。 ③環境のことを真剣に考えることができます。</p>	I種のみ有料

算出根拠:「オフィスビルの省エネルギー」(財)省エネルギーセンターをもとに作成